

令和6年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第 1 号 （12月11日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
一般質問	6
北 條 利 雄 君	7
緑 川 茂 君	18
森 隆 之 君	22
青 戸 義 之 君	29
森 田 重 男 君	35
窪 木 浩 一 君	38
本 郷 弘 義 君	41
承認第2号～承認第4号の上程、説明、質疑、採決	44
議案第72号～議案第75号の上程、説明	47
議案第76号～議案第83号の上程、説明	48
議案第84号の上程、説明	53
散会の宣告	54

第 2 号 (12月13日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 6
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため出席した者の職氏名	5 6
開議の宣告	5 7
議事日程の報告	5 7
諸般の報告	5 7
議案第 7 2 号～議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 7 6 号～議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	5 8
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	6 0
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について	6 1
日程の追加	6 1
議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
閉会の宣告	6 3
署名議員	6 5

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第6回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第5号））
提案理由の説明・質疑・採決

日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例）
提案理由の説明・質疑・採決

日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例）
提案理由の説明・質疑・採決

日程第 8 議案第72号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例
提案理由の説明

日程第 9 議案第73号 鮫川村防犯カメラの設置及び運用に関する条例
提案理由の説明

日程第10 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明

日程第11 議案第75号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
提案理由の説明

日程第12 議案第76号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）

提案理由の説明

日程第13 議案第77号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）

提案理由の説明

日程第14 議案第78号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第3号）

提案理由の説明

日程第15 議案第79号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第16 議案第80号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第17 議案第81号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第18 議案第82号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第19 議案第83号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第20 議案第84号 工事請負契約の締結について

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	窪 木 浩 一 君	2番	本 郷 弘 義 君
3番	青 戸 義 之 君	5番	森 田 重 男 君
6番	森 隆 之 君	7番	遠 藤 貴 人 君
8番	北 條 利 雄 君	9番	緑 川 茂 君
10番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	矢 吹 かおり 君
住 民 福 祉 課 長	齋 藤 利 己 君	農 林 商 工 課 長	我 妻 正 紀 君
地 域 整 備 課 長	鈴 木 隆 寛 君	教 育 課 長	渡 邊 敬 君
村 づ く り 推 進 室 長	船 木 博 枝 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 会 長	古 舘 甚 子	書 記	鈴 木 庄 悟
-------------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、代表監査委員より令和6年度定期監査結果報告書がありましたので、その写しを配付しております。

受理しました請願書は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりです。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

12月議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜りありがとうございます。

本定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は元旦早々能登半島地震、9月には同じ能登半島で大雨災害により多くの貴い人命、家屋が奪われ、改めて自然災害の脅威とその対応、対策の重要性を認識したところであります。本村におきましても、今後もさらなる災害を想定した訓練、田畑など自然景観を守ることにより災害を最小限に食い止められるよう、農業の推進策なども含めて進めてまいります。

また、災害時には人材の確保も大変大切でありますので、昨年度から進めております景観の整備、食づくり、保育園留学などにより定住人口の維持、拡充を図ってまいります。さらには、現在進めております小・中義務教育学校を中心にしました教育施設の一体化を図り、子供たちが安心して学校生活が送れるよう教育環境の整備を進めてまいります。

今回、村では県で初めての環境大臣賞を受賞しました。これは、先代から守られてきた里山景観、そして今取り組んでおります、まめで達者な村づくりの施策、循環型農業など環境に特化した取組が認められたものであり、また村の取組など、物語を国に提案していただいた副村長のお力添えに感謝を申し上げます。授賞式におきましては環境省の職員をはじめ、受賞した多くの方々にお祝いの言葉と、村に訪れてみたいなど多くの声をいただきました。本当に光栄なことだと思います。今後も高齢化が進み、環境を維持していくことも大変ではありますが、議員の皆様、村民の方々に協力をいただき、このすばらしい里山環境を守り後世に残していきたいと思います。

さて、本日の会議でご審議いただきたく願いますのは、承認3件、条例4件、補正予算8件、工事請負契約の締結1件であります。慎重審議の上、提案にご賛同いただきますことをお願いいたしまして、今定例会の開会に当たっての挨拶とします。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3 番 青 戸 義 之 君 及び

5 番 森 田 重 男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6 番 森 隆之君 登壇〕

○6 番（森 隆之君） 去る11月25日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和6年第6回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、条例制定等4件、補正予算8件を含む村長提出議案16件です。このほか陳情2件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、7名、15件の通告があり、お手元に配付いたしました通告一覧表のとおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日12月11日から13日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の定例議会に、通告どおり3点の一般質問をさせていただきます。

第1点は、チャットGPTなど生成AIの行政活用についてであります。

チャットGPT、これは人工AI、文章や画像など様々なものを新たに生み出すものを使ったチャットサービス、客に対して住民に対して会話形式でサポートできるシステムでございます。人間の質問に対して、まるで人間のように自然でクオリティー、質の高い、すばらしいとか品のある、こういう高い回答をいたします。代表される生成AIは、これまで人間が行っていた何かをつくり出す仕事も代替し得る大きな可能性を持つと言われております。全国の自治体に先駆けて試験導入した自治体では、職員の8割以上が仕事の効率が上がるとし、継続利用したい旨の意を示したことであります。一方で、規制強化の動きがございます。誤った情報の拡散や情報流出など、そのリスクも数多く指摘されております。

現在、全国の自治体では、DX、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をよりよいものにと変化することですが、鯉川村でも多くの部分でDXが進んでいるところでございます。これらの推進による業務効率化を積極的に進めているところでございます。また、新たな行政課題に対応するためにも、生成AIを導入するメリットは大きいものと考えられております。ある自治体では、公開されている会議の議事録の要約など、リスクの小さい業務から導入することを前提に前向きな試行をされております。生成AIの活用により、職員の仕事の効率が上がることで、限られたリソース、供給源、資源、財源などですが、これらを新たな課題解決に振り向けることができます。教育や福祉分野など、人でなければできない業務への人的集中のチャンスができ、住民の利益向上へもつながるものではないでしょうか。

しかし、その一方で、個人情報扱い、防災や医療、危機管理など情報発信に高度な信頼性が求められます。情報流出や誤った情報の拡散などはあってはならない事態でございます。また、教育の現場での利活用についても、小・中学校で1人1台端末が整備され、高校でも同様の取組が進む中で、児童・生徒が自ら考える力、つまり生きる力を育成していくために

はその扱い方が極めて重要な課題となります。

これらを踏まえて、今後どの分野で活用することを想定し、どこから着手し、どのように拡大していくべきか。また、利活用する職員や教員、児童・生徒のリテラシー、読み書きの能力でございますが、これらの向上を含め、リスクをどう想定しどのように対処していくべきか。村長並びに教育長のお二人に伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の1つ目のご質問、チャットGPTなど生成AIの行政活用についてにお答えいたします。

少子高齢化により日本の労働人口の減少が叫ばれる中、不足する労働力を補うために今後は人とAIが共存する社会形成が必須だと考えられております。その中でも、生成AIは深層学習や機械学習の手法を駆使して、人がつくり出すようなテキスト、画像、音楽、ビデオなどのデジタルコンテンツを自動生成する技術で、近年は民間のみならず行政分野においても急激に活用が進んでおり、村では今年度からDX推進本部幹事会において生成AIの行政活用などの検討を進めているところであります。

生成AIの導入において最も重視すべきことは、個人情報や機密情報の取扱いであります。利用に当たってのガイドライン制定など、十分なセキュリティ対策を講じることが必要であります。また、AIが事実に基づかない情報をもっともらしい表現で生成するハルシネーションと呼ばれる幻覚にも似た現象にも注意しなければなりません。情報の信頼性を担保するためには、AIの回答に対し根拠となる情報源の裏づけをしっかりと行うことが重要であると考えおります。

このような条件を満たした上で、最適な生成AIツールを選定し、まずは会議録の要約など業務効率化を目的に試験導入を図り、行政内部業務での効果検証を行い、職員一人一人がAIに関する知見を深めつつ、並行して人でしかできない教育や福祉分野を代表する、よりクリエイティブな仕事への人的リソースの再配分など業務改革を進めながら、各分野において住民向けに実装する生成AIサービスについて検討を図ってまいりたいと考えます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） それでは、北條利雄議員のご質問に教育長としてお答えしてまいり

たいと思います。

まず、学校におけるＩＣＴの活用については、１人１台端末が実現され、現在、村内の学校においても、毎日学習ツールとして検索やプレゼンテーション、プログラミング等で活用されております。今後とも情報リテラシーの育成を図りながら、個人情報漏えい等のリスクを踏まえた指導を継続する必要があります。

次に、生成ＡＩについては、活用により技術革新やサービス開発が飛躍的に進展しておりますが、現在も普及過程上にあることから、学校現場においては活用のメリットの声がある一方、様々な懸念も指摘されております。教育活動そのものに関わる問題も含んでいることから、利活用については国の対応を見極めつつ慎重に取り組み、生成ＡＩによる学習活動が可能かどうかの見極めが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、教育ＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの推進を図るとともに、生成ＡＩについては当面は生成ＡＩそのものを学ぶこと、そして使い方を学ぶこと、さらには活用すること、この段階を確実に経由することが大切であると考えております。児童・生徒の学びを決して阻害することがないように対応しなければならないと考えております。

以上で、８番、北條利雄議員の１つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君）　　８番、北條君。

○８番（北條利雄君）　　ただいま村長並びに教育長からご答弁をいただきました。

まず村長に伺いたいのですが、生成ＡＩ、私質問の中でもあったけれども、もう時代の流れとしてこの生成ＡＩの活用というものは、もうますます早く進むだろうと私は思うんです。そうした段階で、とにかくこのＡＩを扱う、行政としてやはり職員の扱い方、そういうものというのは大切だと思うんです。ですから、私も実際ＡＩ体験いたしました。本当、びっくりするくらいです。今日もこれ、村長と教育長に一般質問しているんですが、こういうことを聞きたいと思った質問を入れると回答が出てきます。びっくりします。これから本当、議会要らないんじゃないかなと思うくらいの回答、素晴らしい回答で、これからどうなるか分からないんですが、そういうふうにまさに素晴らしい回答をいただけます。

ですがやはり、この生成ＡＩ、いろんな活用ができると思うのですが、やはり扱い方、先ほど言ったプライバシーの問題とかいろいろありますけれども、やはりこれ早めに時代の流れとしてＡＩ活用はもう進むと思うんです。だとすれば、やはり行政での勉強会なり活用方法とか、そういうことはやはり早めに手を打ってやっていただきたいと思うんですが、村長

ご答弁、再答弁で申しわけないんですがよろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員の質問にお答えします。

今、年々人口減少、そして職員の数が限られる中で、そして業務が多角化する中でこのA Iの導入というのは、私は大変大事だと思っております。ただ、1つ問題あるのは、今言ったいろいろな問題点、プラスアルファ職員の様々な問題が起きたときに問題解決能力という問題が発生すると思います。例えば様々な問題を提案されたときに、全てA Iで答えられればいいんだけど、それ以外のものの問題発生をしたときにどういうものなのかということです。体験によってのみ人は学びを得る、自分で考えた形になった経験がないと問題解決能力はつかないということも言われておりますので、そこを含めてA Iの導入はもちろん進めなければならないと思いますが、そこらも含めて、職員の協力含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 生成A Iの活用については、自治体もう先行する事態が全国で多くありますので、総務省でも自治体におけるA I活用とか導入ガイドハンドブックみたいなものを出しているんです。やはりこれの中では、実際試行を行った職員では8割以上がもう導入すべきだという意見があるんです。だとすれば、もう急速に全国の自治体に進むし、鮫川もそれは遅れることなくやはり事前に勉強会なり研修をしていくべきだと思うんです。

やはり今ほど村長が答弁されたとおり、活用の中身とか業務改善、これによってやはり業務改善が進むんだと思うんです。やはりA Iでできないものは当然いろいろあります、行政の中には。それにやはり人を振り向ける、職員を振り向ける、そういうメリットがあるので、やはりこれすぐあしたからやりなさいということじゃないけれども、やはり時代の流れとして必要なものですから、機会を見て、やはり鮫川村でA I、行政の仕事の中でもA Iを導入することというのはやはり前に進める努力をこれからやっていきたいと思います。

それと、自身でこのA Iを1回やってみてください。とても驚きの回答が出てきます。そういうことも含めて、ぜひさらに業務取組の中でやはりこれから鮫川村を進展させるためには、やはり必要なツールじゃないかと思いますので、ぜひ活用願いたいと思います。

それで、教育長にこのA Iについて、教育現場でできることあると思うんです。なかなか学校でA Iを活用するというのはなかなか難しいところはあるんですが、いろんな文書の作

成とか、それから授業の準備のサポートとか、それから学習の効率化、そういうものも実践例として全国にやはりあります。そういうものでこれから必ず学校にもこのＡＩの活用どうするかという課題が投げかけてくると思いますので。

このＡＩの活用については、児童・生徒の話聞くことも必要だろうけれども、やはりこれから進むと思いますので、ぜひこういう個別の指導もできるそうなので、具体的な生成ＡＩを利用することでの学習、知識のギャップが埋められるということからすれば、やはりこれから子供たちもものすごい関心を持つものだと思いますので、この辺の扱いをきちんとしていただきたいと思います。特に鮫川村、これから義務教育学校なども含めてハード面で進められていると思うんですが、やはりこのソフト面で、じゃこの生成ＡＩだとかの学習内容どうするかという部分は、やはりある程度並行して進めるべきじゃないかと私は思っているんですが、教育長の今の現時点での考えを回答いただけますか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） それでは、生成ＡＩの活用についてということで再質問ありましたので、私の考えを述べさせていただきます。

教育は先ほど申しましたように、教育そのもの、学びというものをやっぱりこの機会にきっちりと整理する必要があると思います。やはり「教育は人によって人となる」という、そういうふうな古来からの考え方がありますし、まさにそのとおりだと思います。さらには、教師の精神が子供に伝播するというのも教育であります。それを基本としながら、今おただしのような生成ＡＩ等様々な学習ツールがどんどん進んでいくと思いますので、それらを活用しながら教育の基本を踏まえつつ、学校においても積極的に取り上げて活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） ８番、北條君。

○８番（北條利雄君） ありがとうございます。

この生成ＡＩ、当然これからどんどん進みます。私も思うんですが、やはり自分が考えた行動してる以上にこの生成ＡＩの普及というのはすごいんです。いろんな場面で出てきます。やはりそういう部分では時代の流れで、それに合わせた知識を身につけて間違いのない活用を図るというのは当然なんです。やはり行政、それから教育現場でこれらをやはり十分にこれから活用する準備をしていただきたい、鮫川の場合は、そういうことをお願いしたいと思います。

続きまして、２点目に移りたいと思います。

２点目は、ヤングケアラーについて伺っていききたいと思います。

ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子供とされております。昨年４月に公表された全国規模の実態調査では、中学２年生１７人に一人に当たる５．７％が世話をしている家族がいると回答し、このうち１日７時間以上ケアに従事する子供も１１．６％に上ることが明らかになっております。全国で小・中・高の児童・生徒及び支援者を対象としたヤングケアラーの実態調査が行われ、支援する関係者の共通認識や連携支援を図るため、ヤングケアラー支援ガイドラインが策定されるなど、取組が進められております。

子供たちが家族や家事のお世話をすることは、ともすると家族内の問題と捉えられ、果たして支援が必要なのかと考える人がいるかもしれません。しかし、核家族化が進み共働き世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族の構成が大きく変わった現在において、家族の助け合いを前提とした考え方で、しわ寄せを子供が受けることになるおそれがございます。家事や家族のお世話をする事、その頑張りや家族への愛情というのは非常に尊いことではありますが、その結果、学校に行けなかったり友達と過ごす時期がなかったり、子供がその時期に経験すべき機会、そしてその先の未来を奪ってしまうような事態を招いてはならないと考えます。

正しく理解や認識しながら、子供が相談できるような取組を進めていく必要を感じるものです。本村の教育現場において、国・県の実態調査結果をどのように認識されておられるのか。さらに、こういう実態があれば今後どのように支援を行っていくのか。調査結果を踏まえて教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） ８番、北條利雄議員の２つ目、ヤングケアラーについてのご質問に
お答えします。

はじめに、今質問の内容にあったような課題というものの、非常に大きな社会問題であるというふうに考えております。ヤングケアラーについては、本年６月に改正された、子ども・若者育成支援推進法というのができました。その中でヤングケアラーについて改めて定義がされております。家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者とされており、自治体における定期的な調査が求められております。

国・県の実態調査結果につきましては法令改正前の調査であります、この中で、お世話する、そういうふうな表現で調査しております。県の調査、これ令和4年ですが、これは中学生全般で6.2%でした。また、7時間以上世話をしているのは国の調査、これは令和3年で15%程度、県では1%未満となっております。

教育委員会といたしましては、今後とも支援すべき子供の存在を常に注視し、村長部局と連携、把握していかなければならないと考えております。また、小・中学校において現在、ヤングケアラーを危惧する状況はないとの報告を受けておりますが、引き続き子供に過度な負担が生じていないか実態把握に努めるとともに、各学校に対し調査、情報共有やケース会議、民生児童委員との連携体制の強化について指導してまいります。

以上、8番北條利雄議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 北條君。

○8番（北條利雄君） 今、教育長からご答弁をいただきました。

ヤングケアラー、現在は鮫川村ではそういう事実はないとか実態がないということでもありますけれども、でも、やはり現在はないにしてもこれから起こり得ることはあるし、あってはならないような気がするんです。そういった部分で、先ほど最後のほうに行政機関、民生委員も含めたそういうところと連携を取りながらやっていくということなんです、やはり起きたときに、やはり起こることを前提に一度そういう状態が起きた子供を支援するために、ある程度の仕組み、そのプロセスというのはやはり考えておくべきじゃないかと私は思うんですが、やはり幾ら行政と連絡するということでも、突然そういうヤングケアラーの話が来たときに対処できるかと、私はちょっと実態がなくてそういう対応がすぐにできるとは私は思わないので、そういうことを前提として、鮫川村ではないんですが、教育長がお話しされたとおり、やはりそういう体制というのは起きた場合、起きることであろうことを含めてやはり考えていく必要があるんじゃないかと思います。

教育長もそうなんだし私もそうなんですが、そういうのは、家族を助けるためには、小学生であろうと中学生であろうと手伝うのが当たり前だという時代からもう過ぎてまして、こういうことを理由に、その時代は家族を世話するのに学校を休むなんて当たり前じゃないかなんて言われていたことではありますが、時代が変わって、そういう部分では、やはりそういう家族の影響で友達がなくなったり、家族を支援するために学校に行けないということは実際はないんだろうとは思いますが、やはり時代が変わったのでそういう部分では起こり得るということを前提にその見直しとか対応を考えていただければと思うんですが、もう一度

教育長さんから答弁をいただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 北條議員の再質問にお答えします。

今おたしあったように、まずヤングケアラーということがどういう事態を発生するのかということの理解です。これについてはやはり調査する際においても、実態把握する際にもしっかりと踏まえて調査しなければならないと。お手伝いではないということで、そのことは子供の発達やそういう成長を妨げることになるということを十分に踏まえながら、今後とも指導や調査、そういうものに当たって関係機関と連携してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8 番、北條君。

○8 番（北條利雄君） ヤングケアラーについては、実態は村にはないということで、現在そういう心配する事案はないと思うんですが、これから起きた場合にできるだけ早く対応できるような体制を機会があればつくっていただければと思いますので、これから考えていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次3点目、不登校防止への取組について伺っていききたいと思います。

不登校の児童・生徒は、文科省の調査によっても年々増加の傾向にあります。また、コロナ禍も相まって、児童・生徒にとっても心身の発達への懸念、また義務教育の履修が不十分という事態にもなります。このことは本人や家族においてつらい悩みとなるばかりではなく、未来つなぐ子供たちは宝という観点からも社会への大きな損失と考えられます。今まで先生方、関係者の方々の様々な努力において不登校児童・生徒への支援が行われてきたわけですが、そこへ加わったこのコロナ禍での制約された2年間の生活のストレスは、子供の心身にどれだけの影響を及ぼし、また変化が起きているか、不安と葛藤の中でももがいている子供たちの声を一人でも多く聞き取っていただきたいと願うものでございます。

不登校を社会の損失として捉え、家庭との協力も得ながら多様な問題に取り組むことは一層必要と考えております。教育長から前に、鯉川村でも不登校の子供たちこれだけいるよとちょっと驚いた人数でびっくりしたのですが、その後減少しているということも含めてこれから解消に向けた実態、それから改善に向けた基本的な取組を教育長から伺いたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 8 番、北條利雄議員の 3 つ目、不登校防止への取組についてのご質問にお答えいたします。

私も教育現場長く勤めた中で、感想としては不登校というのは学校教育最大の問題であると、課題であるというふうに考えております。したがって、今申しましたように子供の心身の健全な発達を阻害する重大な社会的問題であると思います。子供たちが対人関係などから避難または逃避する自己防衛の行動であると、そういうふうに認識しております。また、学校教育においては児童・生徒の教育を受ける権利が損なわれることから、保護者、関係機関と協力し、真っ先に解決すべき課題であると心得ております。

現在、鯨川村においては昨年度と比較して減少傾向にあり、小学校にはおりません。中学校では、今現在ですけれども 6 名が学校に登校できない、または教室に入りづらい状況にあります。6 名のうち 3 名が別室登校をしているということでございます。そのため、これまで県から派遣の学習サポーター、これは家庭訪問したり個別に面談したりして学習そのものをお手伝いするという方ですけれども、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、これが派遣されておりまして、村の学習支援員の方々と学校が連携し、家庭訪問、ネット通信により当該児童・生徒と関係性を保ちつつ、自発的な登校意欲が高まるよう改善に向けた取組をまいりました。

教育委員会といたしましては、今後とも不登校に対する予防的対策、それから発生後の事後対策、これを適切に講じながら学校、関係機関と連携し、あらゆる可能性を視野に入れた体制づくりに努めてまいります。

以上、8 番北條利雄議員の 3 つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8 番、北條君。

○8 番（北條利雄君） ありがとうございます。

現在、小学校はゼロ名、中学校 6 名ということであります。中学校の生徒人数からしたら、私はちょっと多いのかなと思うし、例えばどこの自治体の話を聞いても本当に多くて困っているという話とか対応がいろいろ大変ですよという、先ほど前段で教育長がおっしゃったように大きな教育現場での悩みになっているのではないかと私は感じているのですが、不登校のその実態の捉え方ですが、多くの不登校児童・生徒は、多くの子と同様に一日を学校で過ごすことをゴールではないと私は思うのです。将来のことを考えていくと、自分はこれでいいんだ、私は私らしくという自己肯定感が高まることを一番の目標にしていくことが大切だ

と私は考えているわけです。

時間がかかっても本人が安定して過ごせることができること。困ったときには助けを求めることができること。自分で決めたことを少しずつ実行していくことを大切にして、その中で学習の保障も重要ですが、まずは心の安定を大事にしていくべきだと私は感じております。生徒の状態や思い、保護者の気持ちや願いを知るために、先ほど学校カウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの皆さんも含めてこういう活動で支援をしているわけですが、こうした活動を通じて実態を踏まえた、登校することのみを目標とせず、当該の生徒が必要な助けを他者に求めながら自分の意思で判断し、行動する経験を少しずつ積み重ねていくことが支援の柱だと私は考えております。

不登校を問題行動として捉えるのではなくて、あくまでも当該生徒の自立を支援し促していく。そして、登校することや授業に参加することを性急に求めないで、校内の相談などを選択的に利用した学習保障、それから自立支援の取組をするべきであると考えています。支える家族、それに保護者の思いや悩みを受け止めて共に考え合うことが大事であります。

現在、中学校には6名の方が不登校の方がいらっしゃる、それが不登校であるか病気の場合は不登校と言わないと思いますけれども、そういう部分で、その辺の細かい部分での中身、ワーカーさんの行動とか実態というのは、そういう細かな部分までされているのか。ちょっとどんな活動をやっているのか私自身携わったことがないので分かりませんので、その辺の、もし教育長が分かる範囲で回答できればご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） どうもありがとうございます。再質問にお答えします。

不登校をしている子供、この子供たちにどういう対応をしているかと。外部の学習サポーターとか、先生は常に便りを届けたり、できればWEBでお話をしたり、そういうような活動をしておりますが、学習サポーターは元教員の方でして、実際に家庭訪問をして子供と信頼関係を築きながら、様々な登校刺激だけではなくて、話をしたり学校の様子を伝えたり、そのような支援をしているということです。

あと、スクールカウンセラーについては、不登校6名といますが、ほとんど学校に来ないという子供さんはいらっしゃらない。来たチャンスをついて、学校の先生と協力しながらスクールカウンセラーが子供たちに対応をしているということです。ソーシャルワーカーも同様です。

やはり、将来自立した人間になってもらうための大きな意味でのサポートだというふうに

捉えながら、学校では過度な登校刺激を与えることなく対応しているというのが現状でございます。

○議長（前田武久君） 8 番、北條君。

○8 番（北條利雄君） 不登校という概念、ちょっと現在こういう、鮫川に限らず多くの自治体で、不登校だから駄目だとか学校に来ないから駄目だという話ではなくて、やはり学校に行かなくてもそういう環境が自身で見つけられる子供が、逆に義務教育にはなっていますけれどもそこはそれで自分のことが、行動が確認できるのであればやはりそこを逆に支援することも必要ではあるのではないかということで、さっき言ったスクールソーシャルワーカーとかいろんな支援の人たちがいると思うんですが、やはり学校に出て来いよという話ではないと思うので、やはりそこは慎重に対応していくべきだと思うし、それで成功した例もあるみたいですが、なかなかそこが改善されなくて、逆に不登校と言われる人たちが全国でも増えているし、この前聞いたら郡内もすごいですね。鮫川はそれでも児童・生徒の人数からするとちょっと多いなという感じがしたんだけど、郡内ももっと多いんですね。びっくりします。そういう対応は本当にされているのかと疑問に思うんですが、鮫川のことだけを考えてもやはりこれは大きな課題かな、先ほど教育長が言ったとおり課題で、それを全て解決できるというのはなかなか難しいんだけど、時間も必要ですし、大変な支援案を組まなければならないって私は思うのですが、やはり子供たちが楽しく学校に自分自身で行って学べるということをやっぱり向けるのも必要ではないかと思っています。

鮫川でも義務教育学校、構想が進められております。先ほども言ったんですが、ハード面のみならず並行して児童・生徒へのソフト面、スクールソーシャルワーカーとか支援者、こうした関係機関と連携を取って学校において支援体制を、そういう環境をさらに整えていきたいと思います。

今年、長野県佐久穂町に行って、小・中校一貫教育の視察を私ども議員の皆さんと共に行ってきました。最終的には義務教育学校を目指すということではありますが、どういうことをやっているかというよりも、私ここで一つだけ感じたのは、そこで学校で活動している在校生に、中学2年生の生徒でありましたが、感想を聞きますと笑顔で話してくれたんです。毎日が楽しい、夢のある学校です。顔が、笑顔を綻ばせながら、私も視察の案内された方におっしゃったんですが、ここに来て一番思うのは、児童・生徒から毎日が楽しい、ここは夢のある学校ですという言葉がものすごく心に残っております。こういう学校、やはり子供たちがそういうほかから来た人たちにそういうふうに答えられる、言葉に発することがものすごく

い自信につながっているんだと私は思います。こういうことは、全ての生徒ではないと思いますが、やはりこういうことを目指して今義務教育学校を進めていらっしゃる中でやはりそういうことも含めてそういう子供たち、児童・生徒の思いをやはり教育の現場でつながっていただきたいなと思うのは私の思いでございます。

これから、いろんな分野でこの義務教育学校については今検討されていると思うんですが、やはり子供たちが不登校云々よりも先に、ここに行って自分のこれからのことを勉強し、学んで将来につなげるんだという子供たちが多くできるような、そんなことが1人でも2人でも多くなることを願っておきたいと思います。ぜひそういうことも含めていろんな中でご検討いただいて、鯉川の義務教育学校の推進をしていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で私からの今回の3点の一般質問をさせていただきました。終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

今回の定例会におきまして、2件の質問をさせていただきます。

最初の質問は、高齢者の介護予防策についてであります。

5年ぶりの開催となりました今年の敬老会は、75歳以上の出席された皆さんの笑顔と元気な姿がとても印象的でありました。今、本村では少子高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者の割合が現在42%くらいだと思いますが、この割合が今後さらに増えていくものと思われます。そして、来年の令和7年には団塊の世代と言われる方々が75歳となることから、後期高齢者の割合も増加してまいります。

人生100年時代と言われている長寿社会において、介護を必要とせず健康寿命をいかに延ばすかということが大変重要なことであり、それが医療費あるいは介護費用の軽減につながることもあります。最近よくフレイルという言葉を目にすることが多くなってまいりましたが、これは加齢によって筋力や心身の活力が衰えていく状態をいうようであります。そして、この筋力の衰えによって、転倒しての骨折などが原因となって認知機能が低下することで介護が必要となってしまうというケースも多々あるとのことでございます。

こういったことから、現在介護予防策の一つとして行っております筋力づくり教室、この果たしている役割というものは非常に大きいものだと思っております。この事業は、令和4年度から各行政区ごとに月1回の割合で行っているかと思いますが、その参加状況と参加者の反応及び実施効果の検証はどうかお伺いをいたします。

また、今後高齢者がさらに増えていく中で、高齢者支援としてどのような施策が必要だとお考えか、併せてお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の1つ目の質問、高齢者の介護予防策についてにお答えいたします。

議員おただしの筋力づくり教室の参加状況につきましては、現在、各行政区の集落センターなどにおいて月1回開催しております。令和5年度村全体では83回開催し、登録人数は108名、延べ参加数は925名でありました。なお、令和6年度は12月1日現在、56回開催し、延べ参加人数は621名となっております。

次に、参加者の反応についてですが、会場が自宅の近くになってよかったとする意見が多く寄せられております。また、初めて60代の参加者が現れた点と、青生野地区において1名だった参加者が12名に増加し、参加者の裾野が広がったものと捉えております。

次に、高齢者支援についてであります。介護が必要となる大きな要因に認知症、生活習慣病の重症化、骨折・転倒の3つが挙げられており、これらを予防し健康寿命を延ばすことが重要であると考えております。

認知症の予防につきましては、各種機関や介護サービス事業者と連携し予防の基本と言われる、生活を整える、運動習慣、食習慣の改善、社会参加を促すほか、認知症サポーターの養成や、認知症カフェなどを通じ本人や家族を支援しております。

生活習慣病の重症化予防につきましては、これまでに保健指導が行われなかった75歳以上の後期高齢者に対して要介護支援への移行を効果的に防ぐため、74歳を過ぎても引き続き保健指導が受けることができる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、保健師と管理栄養士による個別最適な保健指導を切れ目なく実施しているところであります。

骨折・転倒の予防につきましては、先に述べました筋力づくり教室にて、対策に取り組んでいるところであります。

村といたしましては、高齢者が健康で生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、引き続き

各種事業の検証を図りながら効果的な事業推進に取り組んでまいります。

以上で、緑川茂議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） ありがとうございます。

高齢者がどんどん増える中で、これから高齢者に対する課題、そういったものが非常に重要になるわけですが、今答弁いただきましたようにいろんな施策、こういったことをしていかなければならないということで、よろしくお願ひしたいと思います。

実は先月、中野区集落センターでの筋力づくり教室、これに参加をしまして体験をさせていただきましたんですが、皆さんが一生懸命とても楽しく取り組んでいたわけですね。実施内容も筋力トレーニングはもちろんでございますけれども、筋力運動ばかりではなくて認知症予防のための脳のトレーニング、それからボールを使つてのゲーム、そして童謡、唱歌をみんなで歌ったりということで、フレイルの予防に則した種目を取り入れているんだなということを実感したところであります。

今年度から第9期の介護保険料が増額の改定となりまして、できるだけ要介護認定者の数を抑えなければならないわけですが、その手段の一つとしてとても有効な事業であるというふうに思っております。

当日、会場への村からの送迎も行っているということで、開催の周知方法それから登録人数、登録というお話が出ましたが、これはその都度登録できるものなのか、そういうことも含めまして、先ほどの人数で村で計画している人数の想定内なのか。私からすれば、高齢者の人数からするともっと参加すればいいのかなというふうに思っております。そういった参加の周知方法とかも含めて、参加を促す必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 認知症予防、あとは健康寿命を延ばすのには何がいいかと、一番は国の研究書類にもあるんですけども、まず運動、そして運動を通して人と接する、お話をする、それが一番の手法だそうです。あとは運動や趣味を通して生きがいを持つ、生きがいを持つことによって、研究機関の統計だと7年後の生存率が10%くらい違うそうです。また、要介護が必要となる割合も4割方低くなると言われておりますので、ぜひともそういう取組を推進していければいいなと思いますので、村共々積極的に支援して出ていただくようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。高齢者の中にはこの名称が筋力づくり教室というふうになっているものですから、筋力運動だけをやるのかなというふうに思っている人もいます。実際、筋力トレーニングばかりでなくて健康維持のためのいろんな要素を取り入れて実施しておりますので、筋力づくり教室という名称を、例えばなんですが介護予防教室とか、あるいは健康づくり教室とか、そういったふうにその名称を変えてみるというのも検討すればいいのかなというふうに思っております。

とにかく、この高齢者支援事業は数字には表れない、目に見えない形で介護予防に大きな成果を出しているということは間違いないものと思っております。今後、参加者が増えて、この事業によって健康寿命の延伸につながっていくことを期待したいと思います。

この質問については以上でございます。

次の質問は、特別職、議員等報酬の見直しについてであります。

私もこういった自分自身に関係するような報酬について質問するのは、いささか気が引ける思いがあるわけですが、議員研修会などに行きますと、よく地方議員の成り手不足の話題が出てまいります。その要因としまして、特に若い世代の議員は職業を兼業しながら議員活動をするわけですが、議員報酬が低いということが成り手不足の要因の一つに挙げられているというようなことが言われております。

特別職の給料及び議員の報酬につきましては、平成18年に減額を実施して以来、18年間据置きしたまま現在に至っております。現在の内容としましては、特別職の給料が20%から30%の減額、そして議員報酬は25%の減額となっております。

現在のこの報酬額は、県内町村の最も低い状況であり、また、人口規模など類似する自治体と比較しても最低水準であります。減額実施から18年が経過しており、当時とは社会経済状況は大きく変化をしております。村の財政状況が依然として厳しい状況であるということは承知をしておりますが、村民の理解を得ながら適正水準に戻す検討をすべきであると考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の2つ目のご質問、特別職、議員等報酬などの見直しについてにお答えいたします。

本村の特別職及び議会議員の報酬などにつきましては、議員ご指摘のとおり県内において

大変低い状況にあることは認識しております。報酬などの見直しは住民の理解と納得が不可欠でありますので、人口規模や財政状況などを踏まえ、特別職や議員が果たすべき役割の重要性と報酬などの適切性について、住民の意見を受け止めながら公正な議論を重ねることが重要であると考えております。

このような中、令和4年10月に報酬などを審議するための附属機関である特別職報酬等審議会を16年ぶりに開催し、4回にわたる審議の結果、全ての職において現行の額を据え置くことが適当であるとの答申をいただいたところであります。その際、おおむね4年に1回程度適切な時期に開催し、報酬等が適正な水準であるのか審議すべきとの附帯意見がありました。

村としましては、前回の開催から約2年を経過していることから、令和7年度に審議会を開催する方向で考えております。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 先ほども申し上げましたように、こういう問題というのはなかなか振りづらいわけでありましてけれども、20年近く続いている減額のままで果たしてよいのだろうかというふうに甚だ疑問に感じたものですから、あえて問題提起をさせていただいた次第であります。

以上で、私の一般質問を終わります。

◇ 森 隆 之 君

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森隆之でございます。

私のほうからは、今回2点の質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。村有財産施設の次年度以降の利活用についてでございます。

村所有の施設、歴史民俗資料館、山王の里、旧富田小学校、旧青生野小学校、ほっとはうす・さめがわの今後の利用活用計画、または処分計画があるのか村長にお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6番、森隆之議員の1つ目のご質問、村有財産施設の次年度以降の利

活用についてお答えします。

まず、歴史民俗資料館につきましては、施設の老朽化が著しいことから、機能を保持するため移転することを検討してまいります。

次に、山王の里、旧富田小学校、ほっとはうす・さめがわの3施設についてであります。

山王の里につきましては、現在、指定管理者の募集を行っており、これまで2件の申込みがありました。現場を確認いただきましたが、改修部分が多いことなどを理由に断念されております。今後も引き続き利活用について検討してまいります。

旧富田小学校につきましては、冷房機を設置し、手・まめ・館の倉庫として利用していることから、当面継続して利用する計画であります。

ほっとはうす・さめがわにつきましては、補助事業の処分制限期間の経過を待って令和10年度以降に処分を計画しておりますが、施設周辺の環境整備などは継続して管理していきます。

また、旧青生野小学校につきましては、過去には村において廃校利用検討委員会を開催し、一部を青生野地区の集会施設、災害時対策室として活用する方向で進んでおりましたが、利用するまでには至らず、現在は維持管理のみとなっております。今後、再度活用方法について検討してまいります。

以上、6番、森隆之議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） ありがとうございます。

今の回答ですと、民俗資料館は移転の考えということで、当然今あるところは処分しなきゃいけないということで計画はしているかと思われます。山王の里、富田小学校、ほっとはうす等についてはそれぞれ指定管理者を探したり、富田については継続利用したり、ほっとはうすについては補助金の期間が終わってから取り壊す計画なのかどうかちょっとまだ決まっていないんですけれども、処分する計画だということになりますか。青生野小学校に関しては今再利用の計画がありましたが、うまくいってなくて今は維持管理しているだけだということで回答を得ましたが、私的には今後、小・中一貫校を村の中心地活性化計画に伴って新しい建物を建てる、そういった場合に、やっぱり同僚の北條議員もおっしゃっていましたが、同時に処分計画というのも毎年行わなきゃいけないということを思っております。

基本的にこういった古い建物、あとは教育施設などは、私的に資本的支出は行わないほうがいいんじゃないかなと思っております。資本的支出というのは何かと申されますと、建物

等の価値を高めることです。リフォームしたり修繕したり、そういったことを、これは簿記の用語なんですけれども、行わないほうがいいと。なぜかという、その建物自体はそれ専用に使った建物であって、ほかに活用すべき建物ではないんです。ほかの事例を見ましても、リフォームしていろんな用途に使おうと思っているんですけれども、ほかの自治体はほとんどうまくいっていません。出したお金は大きいんですけれども、その後それで終わるかというまた維持管理費がかかる。プラスどんどん古くなる。そうすると、やっぱり最終的に見たときに、その時点で処分計画を計画して、お金はかかりますけれども、処分したほうが村のためではないかなと思います。

なので、もう一度村長にお伺いしたいんですけれども、今後段階的に、物によって来年再来年とかすぐにはできなくても、5年計画とかで処分する計画はあるのかどうか、お考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） まず公共施設、これは相当お金がかかるのは予想しております。だからといって廃棄しないわけにはいかないと思っておりますので、計画には進めていかなければならないと思っております。ただ、以前に利用していた西野小学校とか、西山小学校とか、介護施設とかそういうのが入って利活用されている面もありますんで、そこらを含めて検討していきたいと思っております。ただ、基本的には処分するという方向でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） 計画的には処分する計画でいっているということなんですけれども、それも新たに委員会を立ち上げるなり、すぐに村の財産の処分計画委員会とかそういった委員会を立ち上げて、具体的な話をまず持っていただきたいと。

それで、特に富田小学校と青生野小学校、学校関係なんですけれども、規模が大きいですし、なかなかあれだけコンクリートを使っていると、かなりのお金がかかると思います。そういったときに利用できる補助金があるのかどうか、国からの支援があるのかどうか、それも踏まえて検討していただいて、ちょっと手を加える前に、これ以上ちょっと手を加えますと予算もかかってしまうんで、今最低限の維持管理だけで何とか費用を抑えていただいて、その後処分という形に、ここ二、三年で持っていければなと私的には思うんですけれども、村長のお考えはどうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） もろもろの計画については、総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（前田武久君） 総務課長、矢吹君。

○総務課長（矢吹かおり君） 総務課長です。森議員の再質問にお答えします。

計画的な改修、それから長寿命化それから解体など、そういう施設の個別施設計画の作成が急務であることは十分認識しております。また、一度使用目的が終わってしまった、先ほど例でおっしゃられていました学校施設などは、有効に活用することがいかに難しいということであるのかということも、身にしみて感じているところでございます。

そのため、今年の9月末に施設を管理する担当課等の職員に対しまして、個別施設計画策定に向けた説明会を行いました。現在の劣化状況や、建て替え時期、また取り壊しなどの検討時期、今後の施設そのものの計画など、施設ごとの調書の作成を依頼しまして、現在総務課において取りまとめ作業を行っているところでございます。

とにかく公立学校と複合施設の整備を最優先とした場合には、起債額にしろ整備に要する経費にしろ限られた財源の中、通常の行政サービスも行っておりますので、なるべく年次で平準できるような財政計画を立てることと併せて施設のほうの計画もしていかなければならないと思っております。

これらを踏まえまして、今後、担当課とのヒアリングなどを実施しながら優先順位をつけて計画的な施設管理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 村の中でも話合いが行われているということでございます。

確かに、財政がすごく厳しいです。新しいことを今やろうとしているんで、その分処分のほうに回すお金がないことは重々承知しております。でも、ここで村民の皆さんが要望することにできるだけ応えるべきことが、職員の皆さんの腕の見せどころだと思っておりますので、皆さんで力を合わせて何とか皆さんのご希望に沿えるように、村民のご希望に沿えるようお願いしたいなと思っております。その際は、私ども議会のほうも相談いただいて、お互い知恵を出し合って、今後の計画について、いい議論ができればなと思っております。

以上で、この質問は終わらせていただきます。

次に、村発注事業の工期についてでございます。

村が発注している事業には、当然工期というものがございます。土木建築事業等は季節が

関係なく工期設定がされております。しかし、景観維持事業の草刈り事業などは工期より時期や季節が重要となってきました。草が伸びる時期に実行できなかったり、間に合わないということはいかなるものかと思います。村長にお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 森隆之議員の2つ目の質問、村発注事業の工期についてにお答え申し上げます。

議員おただしの村発注事業の工期についてですが、公共事業ですので工期限を定めて事業を実施しております。

景観維持事業の国・県道路の草刈り作業につきましては、例年6月上旬頃に発注者である福島県と村との業務委託契約を締結し、その後、村と村シルバー人材センターで業務委託契約を締結し、作業については6月中旬頃から着手している状況です。しかし、今年度は県の都合により業務委託契約が大幅に遅れ、草刈り作業の着手は通常より1か月遅い7月中旬となりました。

さらに、人手不足や猛暑の中で、思うように作業が進まず、1回目の草刈り作業が8月中旬の完了となったこと、その後、中山間地域等直接支払交付金の現地確認の時期と重なり、個人からの草刈り作業の依頼が増加したことなどにより、2回目の草刈りは草が伸びた9月下旬からとなり、全ての作業が完了したのが10月末となったのが実情でございます。

今後は、適切な時期に草刈り作業が実施できるよう、県に申し入れを行うなど十分に調整し業務に当たりたいと考えます。

以上で、森隆之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 事情は分かりました。次年度も県からの発注は、これは遅れる見込みがあるのでしょうか、どうなのでしょう。遅れるおそれがあるのかどうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木隆寛君） 地域整備課長です。

今現在ですと、来年の状況についてはちょっと確認が取れておりませんので、今の段階で遅れるというようなことを申し上げることはできないんですが、先ほど村長のほうから答弁

ありましたように、県とも十分に調整をしてスムーズに作業のほうを着手できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 草刈り事業、かなり大変だと思います。人材の不足、費用が高騰しているということで、今後、村として個人的な依頼もあるかと思いますが、草刈りの作業員に対して。こういった場合、どんどん高齢化が進み草刈り作業者が減っていく、そういった場合の対策としてどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 中に高齢者がいますんで、今シルバー人材センターの方々も大概高齢者が増えております。そういうときに、また農家の高齢者、就農人口の減少など含めると本当に今後対策が大変だなと思っております。ただ、放ってはおけない、そういう思いもありますので様々な方法、私はお話しすることもあるんですけども、昔の失対方式だとかそういう方法も今後考えていきたいなと。あと機械化も、これはもちろん人ができないんであれば、機械の使用、あとは建設会社との連携も含めて必要なかとは思っております。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、なかなか人材確保、大変だと思います。私ちょっと思ったんですけども、私の多分勘違いだったと思うんですけども、村づくり推進室なんかで草刈りジョーズ事業など推進していると思うんですけども、そこで資格を取った方に依頼をしたり、人材を確保のために草刈りを依頼などの計画などは特段ないのでしょうか。そちらとはまた違う事業なんのでしょうか、お伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 草刈りジョーズは、関係人口創出に含めた事業だと思っておりますが、詳しいことは担当課のほうでお話しさせます。

○議長（前田武久君） 船木君。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室、船木です。

ただいまのご質問ですが、草刈りジョーズの構築は昨年からはまりまして、今年2年目でございます。もう数年、実施をしながら確実な作業ができるような体制を今後構築していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6 番、森君。

○6 番（森 隆之君） そうしますと、私も聞いたのは関係人口の創出のための事業の手段であって、草刈りの資格は取りますけれども、そういったことまでは考えていないということではちょっと聞いていたんですけれども、そうしますと、今後は村の依頼があれば、そこで資格を取った人などに依頼をかけてもらえれば、村に対してその草刈りの事業をしてもいいですよというような考えでよろしかったでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 副村長のほうで答弁させます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木君。

○副村長（鈴木大介君） 副村長でございます。森隆之議員の草刈りジョーズの活用方法について、改めてお答えしたいと思います。

村長と室長からお話ありましたとおり、関係人口創出事業ということで今のところ活用させていただいております。こちらの草刈りジョーズですが、あくまでもボランティア域でございますので、たとえば公共事業の範囲となるような国・県道の脇の草刈りというところまでは、危険等も考えますと今のところ考えてはございません。

ただ一方で、農家の高齢化等が進んでございますので、農家の皆さんのところにボランティアとして入りまして田畑の草刈りを行う。あとは、屋敷周りの草刈りを行う。そういうことにつきましては活用できるというふうに考えてございます。

参加者皆さんの中で、グループLINEを使いながら今のところ情報共有もして、そして必要な場所に行って草刈りをしてみたいというような声も参加者から今出ているような状況でございますので、その声とあと村民の皆さんのニーズとうまくマッチングさせることで、この事業を効果的に活用してまいりたいと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（前田武久君） 6 番。

○6 番（森 隆之君） あくまでもボランティアということなんですけれども、その資格を取った方、草刈りジョーズで資格を取った方にボランティアじゃなくて村の作業を個人的に依頼する。募集してそういう人たちが集まってもらえるような草刈りの依頼というのはできるかどうかというのを質問したいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 副村長のほうで答弁させます。

○議長（前田武久君） 鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） 草刈りボランティアの、要は資格といいますか、安全講習を受けた方に対して村のほうとしまして事業を何か発注するとか、村のほうで何かできるのではないかというご質問についてお答えしたいと思います。

村のほうで、現在のところそのようなところまでは実は考えてはございません。ただ一方で民間のほうと、民間の事業者さんとも連携をしながらそういうことができるんじゃないかというふうに考えてございます。実情を申し上げますと、村のほうも今人手不足のような状況がございまして、いかに村の職員を中枢的な事業に振り分けるかというところを今誠意考えているところでございますので、なるべく民間のところでできることはできること、要は村民の皆さんとボランティアの皆さんをつなぐというのは村のほうでできますので、そういうふうな形で皆さんのお役に立てればというふうに考えてございます。

私のほうからは以上となります。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 全く関係ない事業のようですけれども、できれば個人個人、目的は草を刈るということは一緒なので、マッチングして村のために働いてもらう、お金は払います、それで関係人口創出のために草刈りも教えますということにつながっていけばいいのかなと私は思いますんで、そういうことも兼ね備えて横断的な村の中での対応、話し合い等で新しい事業ができればいいかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。どうぞよろしくお願いします。

3点ほど質問あります。まず、1点目なんですけれども、室内ゲートボール場の整備についてです。

旧富田小学校体育館は、以前スポーツ少年団、現在は学法石川高校女子野球部が冬期間や雨天時に使用していますが、ただ現在はほとんど使用していない状況です。村のゲートボール協会の方から冬期間はゲートボールを休止し、室内でできるクロリティーやボッチャに切り替えて活動しているとのことで、できれば雨天及び冬期間でもゲートボールをしたいとの

話を聞いております。ゲートボールの競技は体力的に負担が少なく、戦略を必要とする場面が多く、脳の活性化になり認知症の予防にもなります。

また、旧富田小学校体育館は、横22メートル、縦15メートルでゲートボールに必要な横20メートル、縦15メートルとほぼ利用が可能です。既存のフロアに専用の人工芝を敷くこともできます。既存施設の有効利用さらに健康長寿を延ばす取組の一環として、年間を通して利用できるゲートボール施設として整備していただけないか伺います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 3番、青戸義之議員の1つ目、室内ゲートボール場施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢化に伴い社会全体で交流活動やスポーツ、健康教室などを通して健康寿命を延ばす機会を拡大することは大切な住民サービスであります。教育委員会においても、社会学級をはじめ、様々な公民館事業を推進しておるところでございます。ゲートボールにつきましては、同好の方々が練習や試合を通してその技を磨き、和やかな交流の中で切磋琢磨し健康保持に努められておられまして、日頃より憧憬の至りと感じておるところでございます。

次に、年間を通じて利用できるゲートボール施設の整備につきましては、これまで膨大な経費が発生することから現有の施設を整え、ご利用いただいているものと認識しております。

旧富田小学校体育館に全天候型のゲートボール場を整備できないかというおただしにつきましても、施設の利用の実態や今後の活用の見通し、見込などを考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、3番、青戸義之議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 現在、高齢化社会が進む中で、健康寿命を延ばして健康増進のための取組ということは大変重要と考えます。既存施設の有効利用または地域の活性化にもなると考えております。また、あるチームによっては、他の町村とお互いを行き来して交流を図っております。今年には三春町と塙町真名畑地区の人たちと交流を行っております。そして、競技の後、鹿角平で懇親を深めたようです。また、冬の間はなかなかできないものですから、玉川村のほうに行って、お借りしてやっているということも現実です。交流人口を増やす、社会的交流の重要な役割を果たしていることにも大変大切でもあります。交流人口にもつながっております。ゲートボールは単なる娯楽以上の価値があり、特に高齢者の身体的、精神

的健康の維持向上に大きく貢献する活動と言えます。ぜひ、室内のゲートボールの施設を整備していただくをお願いをしたいと思います。とにかくお金はかかると思いますけれども、これもこれからは何をやるにしてもお金がとにかく必要だと思います。そのお金を有効的に使っていただくためにも、高齢者の皆さんができるだけ健康で、それによって介護保険料とかにも相当作用してきますので、とにかく高齢者の人に頑張れじゃなくて、やはりお金の出せるところは出してもらって、そして使用していただきたいなと思っております。

もう一度教育長をお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃる内容につきましては私も同感でありますし、そのような対応は必要かと思っております。ただ、答弁申し上げたのは検討しているということでご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 私もゲートボールの会員なんです。今年は教育長さん、それから村長さん、副村長さんもみんな開会式とかに出てもらって、ゲートボールの始球式をやっていたと思うんですけども、皆さん元気で頑張っています。そして、大分村のほうにも室内のゲートボール場というのを大分期待しておりますので、前向きに考えていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（前田武久君） ここで、1時まで休憩します。

（午前11時54分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（前田武久君） 引き続き、一般質問を行います。

3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。

午前中に引き続き、よろしくお願いいたします。

2つ目の質問に入ります。

鮫川村奨学金についてです。

奨学金は、現在までの貸付金や返還状況などはどうなっているか伺います。また、大学及び大学院卒業後、村に居住し、農林業、保健福祉、医療に10年間就業した方は奨学金の返還が免除されていますが、現在まで何名いたのか伺います。

人口減少が進んでいる昨今、移住者を増やすのも難しい中で、返還免除者を現在の職種に限らず、また、対象者を限定せず、村に10年以上居住した方は免除するという事に改められないか伺います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 3番、青戸義之議員の2つ目、鮫川村奨学金についてのご質問にお答えいたします。

鮫川村奨学金は、令和になってから76名が活用し、現在は17名が利用しております。今のところ返還は順調に経緯しており、未納者はおりません。

次に、返還の免除者はこれまで1名おりました。奨学金の貸与条例に即して免除しております。また、奨学金の返還に関して、卒業後、村内に居住すれば就業職種に限らず免除するという事に改められないかというおたかしであります。ご承知のとおり、奨学金は基金を基に貸与と返還の循環、借りたものは返すという原則により成り立っている制度であり、新たな制度には基金の取崩しが必要になります。また、村の振興、発展に寄与する方を大切にする制度について、奨学金貸与条例の改正だけでなく、幅広く検討する必要があるものと考えております。

教育委員会といたしましては、奨学金の有効な活用につきましても、村人口の減少と近年貸与者が減少していることを踏まえ、奨学生選考委員会において十分に検討し、改正の可能性を探ってまいり所存であります。

以上、3番、青戸義之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 奨学金についてなんですけれども、人材育成、地域の担い手を育成するということは、将来の鮫川村を支えていくということの投資と考えられます。ぜひ、職種に関係なく免除の対象者を限定しないでいただければと思います。

今現在、借りている人が17名ですか、返還している人がそれ以上にいるはずですので、そんな、極端に奨学金の金額が減っていかないのかなという気もしないでもないんですけど

も、その辺をよく考慮に入れてもらって、ぜひともあまり職種で、私が考えるには、職種で限定しちゃうと平等性に欠けるんじゃないかという考えもあるものですから、できるだけ皆さんが同じような、平等に扱ってもらえればという気はします。

今後、選考委員会とかをつくって考えていくということですので、十分その辺を考慮に入れて、将来の鮫川村に子供が残って、そして、一人でも残ってもらって鮫川村が発展するように、新しい村づくりを進めていく人材を残してほしいなと思います。

どうぞよろしくお願いします。

では、3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目は、空き家対策についてです。

村の空き家対策についてどのようにしていくのか伺います。また、空き家解体を希望する人で資金面への助成についても伺います。

お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の3つ目のご質問、空き家対策についてにお答えを申し上げます。

まず、空き家バンクの登録状況ですが、令和6年11月末現在で物件の登録は1件、空き家バンクを利用したい方の登録が13名、また、今年度の売買契約成立数が1件となっております。また、県の事業でありました空き家改修等支援事業が令和6年度から市町村で実施することとなり、広報さめがわ6月号で周知しましたとおり、助成内容の拡充を図ったところで

す。

これは空き家の利活用を促進する施策であり、さらなる移住定住につながるものと考えております。

村では、引き続き広報などで空き家の適正な管理、速やかな売却や取壊しなど、空き家にしない取組をお願いし、今後に対応していく所存です。

次に、2点目の空き家解体を希望する人に対する資金面への助成についてであります、村における空き家の解体に対する助成制度は現在のところありませんが、国においても同様に制度がありません。

本来、個人の資産である家屋等の管理は、所有者もしくは相続人が管理すべきものであり、村が介入すべきものとは考えておりません。

とはいえ、現在、本村においても空き家は増加傾向にあることは承知しておりますので、今後の村の施策を進める中で、財政状況を鑑み、その方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上で青戸義之議員の3つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 空き家が今後ますます増えると思われますので、早急な政策をよろしくお願いしたいと思います。

私の知り合いでも、空き家は壊したいんだけど、見積りを取ってみると結構いい値段なんです。そうすると、やっぱり壊すだけにお金を使いたくないという方もおります。

そういうことも踏まえて今後、増えてきますので、ある程度、自治体のほうでの援助とか、これを考えていく必要があるのではないかなと思います。また、解体しても、今後その土地の利用、土地が空洞化しちゃうと本当、村が寂しくなるし、その部落もやっぱり寂しくなると思います。その空き地の利用なんかも今後、考えていかなければならないと思いますので、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 本当に空き家は多くなっているのは承知しております。特に今、危惧されるのは中心地、通学路の近く、そして、車の出入りの多いところ、これは本当に危惧されるような状態になっております。

私も何件か所有者に電話をしてお話を伺ったところ、壊したいんだけど、お金がない、何とか村のほうで壊していただけないかいという話は多くいただいております。

ただ、村で壊すと相当なお金がかかります。

ですから、私も様々な方法、何かがないかなと頭で、例えば通学路だとか車の通りの激しいところ、これは万が一、建物が壊れて子供たちに被害があった場合、そして、車に損傷を負わせた場合に、誰が責任、取るんだということになると思います。

お金のない人に何ば請求したってお金は取れないと思いますので、泣き寝入りになるのではないかと、そういう考えもありますので、村としても今後もし、これはあれですけど、もしもなので、所有者に壊していただいて、壊した後は村のほうで、危険な場所、例えば通学路とか車の出入りの多いところは土地を買い取るという、そういう方法も一つの方法かなと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

解体については、私も建設業に勤めていましたので、公共事業で壊すということは相当な金がかかるんです。直工費に現場管理費や一般管理費とか、いろんな経費がかさんでいきますので、場合によっては倍近くになっちゃう可能性もあります。

今、村長がおっしゃったように、対個人と業者でやってもらえれば、その経費分は結構起るわけなんです。その辺もこれから考慮に入れながら、持ち主の人と相談しながらやっぱりやっていく必要があるのかなと思います。本当に壊したい人はいるんですけども、なかなか壊せないというのが実情があると思います。

これも、これから村のほうがいろいろ相談に乗ってやって、政策のほうにしてやっていただければと思います。

どうぞよろしくお願いします。

以上で私の3つの質問、終わります。

ありがとうございました。

◇ 森 田 重 男 君

○議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

〔5番 森田重男君 登壇〕

○5番（森田重男君） 5番、森田です。

今回の定例会において、2件の一般質問を述べさせていただきます。

まず初めに、畜産農家に対する支援策について。

村には67戸の畜産農家がある。飼料、資材の高騰または家畜市場の価格が低迷により、畜産農家の意欲が衰退している。また、高齢者により後継者がいないなど、畜産農家の経営が困難である状況のため、村独自の支援策を視野に入れた検討が必要であると思うので、村長の考えを伺います。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 5番、森田重男議員の畜産農家に対する支援策についてのご質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、飼料費や資材費の高騰、さらには高齢化と担い手不足により、持続的な経営が困難である畜産農家が多数あることを承知しております。

このような状況を踏まえ、村では自給飼料の生産増加や農機具マッチングでの機械の導入などにより生産コストの低減を図るほか、農山漁村活性化基金を活用した機械導入により労働力の低減につながる事業の推進を図ってまいりました。

さらに、令和5年度には畜産農家の経営安定を図ることを目的に畜産クラスター協議会を設立しました。

今後は、畜産クラスター協議会を活用した国支援策や、和牛部門へのヘルパー制度の導入を検討するなど、畜産経営が持続可能となるよう引き続き支援してまいります。

以上、5番、森田重男議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 牛と関連した状況で現在、鹿角観光牧場で草地を畜産農家が刈取りしているが、数件の畜産農家が辞めるということである状況の話も聞こえています。観光牧場としての景観を図る上でも重要ではないかと思います。

今後、どのようにして維持管理していくのかお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、我妻正紀君。

○農林商工課長（我妻正紀君） 農林商工課長です。

議員、今おただしのとおり、鹿角平、これまで4件の農家で草地を管理していただいておりますけれども、そのうち3名、今年度で終わりたいというお話を受けております。

村としては、今、管理者の募集をしております、今、2名おりますので、その方々と協議の上、管理していただく土地をこれから検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 草刈りは6月頃か、大体今までは3回くらいはやっていたんですけども、早急にやらないと、来年度、あるいは予算を立ててやらないからでは、やっぱり観光牧場として、バラヤブになっちゃったんでは、何だ、あそこ、行ったらバラヤブしか見えねえから行かねえというふうにはいかないと思いますので、やはり何としてでも刈取り、また、私も少しは携わって、応援を少ししたりしてやっていたんですけども、青生野地区にも今、

機械を相談して何とかできるんじゃないかという人が数名いますので、その人らと話し合いもして、機械も小型の機械じゃないですから、大型な機械ですから、やっぱりある程度、経験した人じゃないと操作できないんじゃないかと思います。

ぜひとも、鹿角観光牧場を維持管理していくのには、草刈りは重要ではないかと思います。また、刈った草を、一番はどこかに供給すればいいんですけれども、そのまま放置しておくといのししの牧場になっちゃいますので、その辺も十分検討していかなければならないと思っています。

よろしくお願いします。

2件目の質問をいたします。

村道世々麦・西谷地線の道路改修について。

この路線は地域の国道289号線のバイパス路線となっており、大型車が頻繁に往来し、スクールバスの路線になっている。公共交通には重要な路線となっているが、路面の損傷がひどく交通に支障するなど早急な路面改修が必要である。

今後、改修工事の計画があるかお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 5番、森田重男議員の2つ目のご質問、村道世々麦・西谷地線の道路改修についてにお答え申し上げます。

村道世々麦・西谷地線は、昭和60年3月から供用開始し、既に39年が経過しております。この間も部分補修などを行いながら使用してまいりましたが、議員おただしのとおり、経年劣化により傷みも激しい状態となっております。

今後の改良工事の計画についてであります。国の地方創生道路整備交付金を活用し、令和7年度から令和10年度までの4年間で道路改良工事を行う予定であります。

以上で森田重男議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○5番（森田重男君） 大型車が営林署というか、それでかなり使用している状況でもありますが、やはり営林署のほうも、私もちょっと、営林署がかなり重要な、使っている状況もある路線で、その辺も村のほうでもどういう、道路ですから使うなというわけにはいかないですけれども、やはり営林署のほうで使っているのです、その辺の対応はどのようにしていくんですか。

お願いします。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私もあそこ、何度も通っており、相当ご指摘は受けておりました。そのたびに課長のほうで対応をしておりました経過があります。

森林管理署のほうも様々なご事情があって、ある道路のことについても言ったときにも、やってやりたいんだけど、今、管理署としてはお金がないというご答弁がずっとありました。

あと、この対応については課長のほうから答弁させます。

○議長（前田武久君） 地域整備課長、鈴木隆寛君。

○地域整備課長（鈴木隆寛君） 地域整備課長です。

ただいまのご質問なのですが、今までも森林管理署のほうには、なるべく道路のほう整備していただきたいというようなことでお話は再三してはありましたが、森林管理署のほうでも橋梁の点検、PCBです、そちらの点検のほうにお金が回ってしまっていてできないというような状況が続いておりました。

そんな中、今回、今お話にありました国の地方創生道整備交付金が今回、頂けるということもありまして、こちらのほうを村のほうで改良のほうを進めていくというようなことで今回、進めることになっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 村長さんが話したように、4年間、計画でやるという話でありましたので、ぜひともよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

〔1番 窪木浩一君 登壇〕

○1番（窪木浩一君） 1番、窪木でございます。

うまいもの祭りに変わるイベントの今後についてご質問させていただきます。

昨年、中止になったうまいもの祭りですが、長年続いたこともあり、楽しみにしていたお客様から大変残念とのお言葉をいただくことがあります。私も非常に残念に思う一人です。

秋の行楽シーズンに鮫川村の抜けるような青空の下で1,000人規模のバーベキュー大会、これは県内でも鮫川村でしかできないようなイベントだったと思います。

本年は、田舎くれんぼロケやドレッドカリパーティーなどが村内で行われ、いずれもすばらしく盛り上がり、大いに鮫川をにぎわせてくれました。

鮫川村を代表する観光地である鹿角平観光牧場を舞台に、村内外からたくさんのお客様に来ていただき、交流やPRができる一大イベントは、沢山の協力者や準備を必要とし、継続していくことも大変かとは思いますが、村が力を入れている関係人口の創出、鮫川に活気をもたらすための有効な起爆剤になるものと私は考えます。そういった村を挙げた一大イベントを今後は企画、開催するご予定はございますか。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 1番、窪木浩一議員のうまいもの祭りに変わるイベントの今後はこの質問に対してお答えいたします。

うまいもの祭りは、昭和63年に第1回が開催され、令和元年まで32回継続されてきました。

うまいもの祭りの事業主体は商工会、農協、村となり、企画段階から、準備、片づけまでほぼ手作りで運営されてきたのも特徴の一つです。令和2年の新型コロナウイルス感染症の流行により、以降は開催が中止となりました。

この間、事業主体である3団体でも高齢化や人員不足、組織再編などにより、その様相は変化しており、これまでどおりうまいもの祭りを継続することが困難となりました。

一方で、今年度はドレッドカリパーティーと共催になりましたが、県サポート事業の採択を受け、開催方法や運営方法を見直し、さめがわうまいものマルシェを開催しました。鮫川の食と文化を発信し、交流人口の拡大と村の知名度アップに貢献できたものと思います。

このような取組をさらに拡充し、地域の活性化と地域経済の向上に寄与できるよう検討してまいります。

これには、村だけの力では実行できませんので、商工会及び農協、そして関係団体の力をお借りし、企画段階から参画いただき、財源となる補助事業も模索しながら進めてまいります。

以上、1番、窪木浩一議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君）　ありがとうございます。

うまいもの祭りに替わるイベントを検討しているということでもよろしいでしょうかね。

大きなイベントともなれば、運営、労働力、そして資金も必要で、人を引きつけるようなよい集客企画というものは、私も職業柄いつも頭を悩ませているところです。

うまいもの祭りのときもそうですが、村、商工会、J Aが中心になり運営し、そのほかの団体もボランティア参加をしていましたが、今後はそういったボランティア協力だけではカバーし切れない時代になってきているのかと感じます。

もてなし型のイベントから参加・体験型のイベントに変化していくべきなのかなと感じますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田武久君）　村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君）　再質問にお答えします。

窪木浩一議員のおっしゃるとおりで、やっぱり村と農協と商工会だけではもう、さっきもお答えしたとおり、賄えない状態になっておりますので、含めた参加型イベントも大変、大事な取組だと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（前田武久君）　1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君）　ありがとうございます。

集客イベントは、一朝一夕には実績、成果につながらないのも事実ですが、そんな大変なイベント企画を担う村の働きを私は高く評価しております。

今年も村と有志が協力し、様々なイベントが行われました。

ガストロノミーイベントやロゲイニングイベントをはじめ、草刈りボランティアには私も参加させていただきました。講習を受け、慣れない刈払機を使い、鮫川村の自然の中で汗をかき、きれいになった野山を見て達成感を感じている方も多く、さざり荘で意見交換、交流をし、お風呂で疲れを癒す、一見、地味なイベントかもしれませんが、体験を伴うイベントは非常に記憶に残るものです。年齢を問わず交流して、昨年から続けて参加している方もおり、一つ一つのイベントにファンができ、繰り返し参加するほどに鮫川の魅力を感じている方も多いようです。

長く続けていかないと見えてこないことも私はあると思います。このような小さなイベントを季節ごとに開催することも村の活気、魅力を伝える役割を大きく担っていると感じますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田武久君）　村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私も草刈り応援隊というお話、最初、聞きました。あくまでも草刈りを楽しむイベントということで聞いてはいたんですけれども、草刈りだけでは将来的には続かないのではないかなということで、ある職員の方には、それ以降の達成感、物を畑で作ったり、木を植えて実を取ったり、そういう体験型イベント、これも必要ではないかなという思いでお話ししたことがあります。

そういう体験型イベントも本当に重要な施策だと思いますので、今後、含めて検討していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 1 番。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

村の SNS などを通じ「鮫川村にはいろんなイベントがあって、いつも何かやっているね」みたいな意見をよく聞くんですけれども、村を代表する大きなイベントや季節ごとの小さなイベントが年間を通して行われることが村を活気づかせ、村民が田舎生活を楽しんでいることを広く知ってもらうことが、村の人口減少を止めることにも必ず効果をもたらすと私は考えております。

ぜひ、今後とも様々なイベント企画をよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2 番、本郷弘義君。

〔2 番 本郷弘義君 登壇〕

○2 番（本郷弘義君） 2 番、本郷弘義。

今回は、高齢者世帯の見守りについてと、今夏の高温障害による農作物の減収対策についての2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢者世帯の見守りについてであります。

2年前の統計によりますと、本村の高齢者、65歳以上はおおよそ1,221人、高齢者の世帯数は746世帯ほどであります。そのうち高齢者の単身世帯数は156世帯で、年10世帯ぐらいの増加傾向にあります。

高齢者世帯は、年を重ねるごとに増す心身の不自由さや、ままならなくなっていく日常生活に日々不安を感じて生活をしていると思われます。体力に自信があるような健常者でも高

齢になれば突発的なけがや病気の発生リスクは高まります。

単身の高齢者が孤立しないよう配慮しながら、プライバシーを保ちつつ見守りができるような制度があれば、安心して暮らすことができると思います。

そこで、本村の見守り支援策にはどのような施策があるか伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の1つ目のご質問、高齢者世帯への見守りについてにお答えいたします。

村では、村社会福祉協議会と村民生児童委員協議会に委託し、在宅の高齢者を対象に、食事の調理や衣類及び寝具などの洗濯などを行う生活援助サービスと安否確認を行うほか、緊急通報装置などの貸付けや、栄養のバランスの取れた食事を自宅へ定期的にお届けする配食サービスを行っております。また、村と鮫川郵便局において、令和3年1月に鮫川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定を締結し、高齢者、子供などの見守り行動を行っていただいているところであります。

今後もさらなる在宅福祉サービスの充実に向けて、村社会福祉協議会や民生児童委員、事業者、地域の皆さんと連携を深めながら、高齢者が安心して暮らせるよう見守りを実施してまいります。

以上で本郷弘義議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 村独自の支援策、もろもろお聞きしまして安心はしております。ありがとうございます。

多人数世帯であっても家族の目が届かないときもあります。また、老老介護を強いられているような高齢者の世帯で、もし介護者に不測の事態が発生した場合、救助の連絡もできず、最悪の場合、共倒れになることも考えられます。

最近では高齢者世帯を狙った悪質な犯罪も発生しております。

人生を楽しむ続けること、全ての人々に与えられた権利です。人それぞれの生き方、一人で本を読んだり、テレビを見たり、庭をいじったり、また、近所の人たちと集い、お茶を楽しんだりとあると思います。その生き方を尊重していただきたいと思います。

誰一人、取り残されることなく、皆が生きがいを持って不安のない日々が送れるような高

高齢者世帯の見守りの支援が必要であると考えますので、これからもよろしくお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2つ目ですが、今夏の高温障害による農作物の減収対策についてであります。

今夏は昨年に増しての猛暑でありました。この地球温暖化による影響とも言われる異常高温により、今年度の農作物の収穫量の減収は甚大であります。農林水産省発表によると、今年度の米の一等米の比率はコシヒカリで全国平均79%。過去5年間で2番目に低い出来だったようですが、県別に見ると福島県が全国5位、92.88%という結果が出ており、稲作については結果がよかったようであります。

しかしながら、本村が水田の転作奨励、振興している大豆栽培については、昨年に比べ、一見いたしますと草丈もさやの出来也非常に良く見えますが、脱穀してみると粒が少なく、品質も全く良くなく、収穫量も激減の結果であります。これでは転作助成金等を充てても原価、割れてしまう状況にあります。

そのことにより生産者が生産意欲をなくし、腰折れしてしまうことが懸念されます。生産者が減少すれば、まめで達者な村づくりの取組が根本から崩れてしまうことになりかねません。

したがいまして早急な手だて、緊急支援策を望みます。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の今年の夏の高温障害による農作物の減収対策についての質問に対してお答えいたします。

近年では、異常なまでの高温により様々な農作物に影響を与えております。今年の夏の村の気象データですが、7月の最高気温は平均で33.3度、8月は33.7度、9月が30.4度と3か月連続で30度を上回っており、地球温暖化の影響も報告されております。

さて、議員ご指摘のとおり、今年の大豆の生育状況ですが、7月下旬に開催した栽培者研修会では順調な生育状況であるとの判断でしたが、10月には複数の生産者から生育不良の報告を受けました。

これを受けて村では県に状況を報告し、現地確認による原因の究明をお願いしたところであります。調査の結果、8月の開花期までは生育が良好であったが、以降は青立ちや、さやつき不良、病害虫の影響を受けたとの結果報告を受けました。

原因としましては、9月以降も高温が続き、いつまでも茎に栄養が届く蔓化という症状と、長雨の影響により防除の適期を逸してしまったことが原因ではないかとの見解でありました。

次年度の作付に際しましては、県の指導事項を生産者と共有し、作付前から周知徹底してまいります。

今月から集荷が始まりますが、昨年度よりも品質が低下し、減収となる見込みであります。村といたしましては、減収分に応じて買上単価を上乗せすることで減収分を補填し、次年度への生産意欲を継続させたいと考えております。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 支援策があるということで、大変ありがたく感じております。

耕作者が意欲を持って働くこと、これは先ほどからもろもろお話、出ていますけれども、健康寿命を伸ばすことにもつながります。また、健康寿命が伸びれば介護保険料も変わってきます。働くことの効果は多方面にわたり非常に大きいと考えます。健康で働ける喜び、収穫の喜び、僅かでも収入を得る喜び、そして一緒に働き、活動する仲間がいる喜びなどの相乗効果は想像以上と言えると考えられます。また、景観環境の保全や水資源の確保、そして、農地の保全、耕作放棄地の防止にもなります。

農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしています。耕作者のこの力をつないでいただきたい。

重ねてお願いをいたしますが、寛大な処置をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩いたします。

（午後 1時48分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◎承認第2号～承認第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田武久君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和

6年度鮫川村一般会計補正予算（第5号））から日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）までの3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、承認第2号から承認第4号の3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第5号））につきましてご説明を申し上げます。

本案は、令和6年10月27日投開票の衆議院議員総選挙の執行経費を計上したものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年10月1日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案書の1ページから4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書1ページから6ページをご覧ください。

補正前の予算総額37億9,191万4,000円に対し、今回366万円を増額し、補正後の予算総額を37億9,557万4,000円とするものであります。

事項別明細書の2ページをご覧ください。

歳入につきましては、15款県支出金、3項1目5節選挙費委託金として366万円を受け入れるものです。

歳出につきましては、2款総務費、4項5目衆議院議員総選挙費548万円を計上し、歳入の額を補填するため、13款予備費を182万減額するものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページをご覧ください。

本案は、鮫川村附属機関として新たに受託者の選定に係る委員会を設置するため、条例の一部を改正する必要が生じたものの、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年11月7日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)につきましてご説明を申し上げます。

議案書の7ページから8ページをご覧ください。

本案は、特別職の非常勤職員について受託者の選定に係る委員会委員を新たに加えるため、条例の一部を改正する必要があるものの、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条1項の規定に基づき令和6年11月7日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

以上で承認第2号から承認第4号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第5号））を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第72号～議案第75号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第8、議案第72号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例から日程第11、議案第75号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第72号から議案第75号の4議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

初めに、議案第72号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、鮫川村村営バスの運行について業務委託を可能とするとともに、デマンド交通の本格運行に向けた料金形態との整合性を図るため、鮫川村村営バス条例を廃止し、新たに村営バスの設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第73号 鮫川村防犯カメラの設置及び運用に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、公共の場所における犯罪の予防及び抑止等村民の安全安心のため、防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会の勧告に従い、行政職給料表の改正及び期末・勤勉手当の支給率並びに宿日直手当を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の20ページをご覧ください。

議案第75号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、国の措置により、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、当該常勤職員の給与の改正に係る取扱いに準じて改定すべきものとされたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で議案第72号から議案第75号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第76号～議案第83号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第12、議案第76号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第19、議案第83号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第76号から議案第83号までの8議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和6年度一般会計及び各特別会計の補正予算のうち、歳出予算の各款項目に計上されております1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費に係る各補正額につきましては、福島県人事委員会勧告等に基づきます職員の給与に関する条例及び鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正による増額改定によるものでありますので、これらの人件費につきましては、個別の説明を省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第76号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額37億9,557万4,000円に対し、今回6,738万6,000円を増額し、補

正後の歳入歳出予算総額を38億6,296万円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

2款地方譲与税、3項1目1節森林環境譲与税795万8,000円の増額につきましては、交付額の増額が見込まれることから計上するものであります。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税5,000万円の増額につきましては、令和6年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金90万2,000円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金128万7,000円の交付額決定による増額及び次年度実施によるデジタル基盤改革支援補助金38万5,000円の減額によるものであります。

9ページをご覧ください。

15款県支出金、2項4目2節林業費補助金340万6,000円の増額につきましては、ふくしま森林再生事業費の追加配分を受け入れるものであります。

次に、17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金313万2,000円の増額につきましては、ふるさとづくり寄附金250万円及び企業からの地域振興費寄附金63万2,000円を受け入れるものであります。同じく2節その他の寄附金150万円の増額につきましては、企業からの地方創生応援税制寄附金を受け入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

2款総務費、1項5目財産管理費、7節報償費119万5,000円の増額補正につきましては、ふるさと納税に対する返礼品に要する経費であります。24節積立金250万円の増額補正につきましては、歳入17款寄附金で受け入れましたふるさとづくり寄附金をふるさとづくり基金へ積み立てるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

同じく6目企画費、12節委託料328万9,000円の増額につきましては、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計が令和5年12月に公表されたことに基づき、本村の人口ビジョン改訂に要する経費を計上するものであります。

次に、9目情報推進費、10節需用費711万円の増額につきましては、L G W A N系パソコンの更新に伴うソフトウェア、ケーブル等消耗品に係る経費を増額するものであります。同

じく12節委託料608万6,000円の増額につきましては、令和7年9月から住民基本台帳や税務など国が定める20の業務に係る標準仕様書に準拠したシステムが本格稼働することに伴い、接続環境構築等に要する経費を計上するものであります。同じく13節使用料及び賃借料629万9,000円の減額につきましては、当初12か月分80台のリース料を計上しておりましたが、入替えの時期が1月の予定になったこと及び必要台数が当初の見込から減少したことにより3か月分69台のリース料に減額補正するものであります。

14ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金121万2,000円の増額につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定へ人件費及び事務費を繰り出しするものであります。

次に、16ページをご覧ください。

4款衛生費、1項2目予防費、22節償還金、利子及び割引料691万7,000円の増額につきましては、令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種などに要する経費の精算による返還金などであります。同じく5目診療所費、27節繰出金400万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計直診勘定への運営費繰出金を戻し入れるものであります。

17ページをご覧ください。

6款農林水産業費、2項1目林業総務費、12節委託料493万円のうち、ふくしま森林再生事業整備業務473万円の増額につきましては、県補助金の追加配分を受け入れて、道少田地区森林整備業務を増額補正するものであります。同じく24節積立金795万8,000円の増額につきましては、森林環境譲与税増額分を基金に積み立てるものであります。

18ページをご覧ください。

8款土木費、2項1目道路維持費、12節委託料250万円の増額につきましては、一斉除雪を積雪10センチ以上から実施することにより除雪回数の増が見込まれることから増額補正するものであります。

次に、19ページをご覧ください。

10款教育費、1項2目事務局費、20ページをご覧くださいまして、12節委託料250万円の増額につきましては、公立学校等複合施設基本設計プロポーザル要領委託仕様書作成業務600万円を9月の議会定例会において議決いただいておりますが、外部委託を行わずに職員が作成したことにより600万円を減額補正するもの及び新たに公立学校等複合施設地形測量業務に要する経費800万円を計上するもの並びに公立学校等複合施設基本構想及び基本計画策定業務の変更に伴い50万円を増額補正するものであります。同じく3項2目教育振興費

10節需用費365万4,000円の増額のうち消耗品費325万4,000円につきましては、令和7年度から使用される中学校の教科書が新たに採用されたため、教師用の指導書などを購入する経費であります。

21ページをご覧ください。

同じく6項3目学校給食費、27節繰出金120万3,000円の増額につきましては、人件費を学校給食センター特別会計へ繰り出すものであります。

続きまして、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第77号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の26ページ、事項別明細書の27ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億5,169万2,000円に対し、今回5,552万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億721万7,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の28ページをご覧ください。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金5,431万3,000円の増額につきましては、保険給付費に対する交付金を受け入れるものであります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金121万2,000円の増額につきましては、人件費及び事務費の補正に伴う一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

29ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金5,431万3,000円の増額につきましては、療養給付費負担金の支出に不足が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、議案第78号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の28ページ、事項別明細書の33ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額6,344万5,000円に対し、今回272万を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,072万5,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の34ページをご覧ください。

1 款診療収入、2 項 1 目 1 節現年度分114万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症予防接種に関する収入を計上するものであります。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金400万円の減額につきましては、運営費繰入金を戻し入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

35ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費73万円の増額につきましては、人件費及び事務費の増額補正によるものでございます。

次に、議案第79号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の30ページ、事項別明細書の39ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額 5 億3,652万4,000円に対し、今回13万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を 5 億3,665万4,000円とするものであります。

次に、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の40ページをご覧ください。

歳入 6 款繰入金、1 項 1 目 4 節事務費繰入金13万円の増額につきましては、歳出の 1 款総務費、1 項 1 目一般管理費における人件費及び事務費13万円の増額補正に対応するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、議案第80号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の32ページ、事項別明細書の43ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額 1 億543万5,000円に対し、今回120万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を 1 億663万8,000円とするものであります。

次に、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の44ページをご覧ください。

歳入 2 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金120万3,000円の増額につきましては、歳出の 1 款総務費、1 項 1 目一般管理費における人件費120万3,000円の増額補正に対応するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、議案第81号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案書の34ページ、事項別明細書の48ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,379万6,000円に対し、今回18万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,398万5,000円とするものであります。

次に、歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の49ページをご覧ください。

歳入2款繰入金、1項1目2節保険基盤安定繰入金18万9,000円を増額につきましては、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金における後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金18万9,000円を増額補正に対応するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、議案第82号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の36ページ、補正予算実施計画書の50ページをご覧ください。

補正前の収益的支出の既決予定額8,805万5,000円に対し、今回19万4,000円を増額し、補正後の予算総額を8,824万9,000円とするものであります。

補正予算明細書の51ページをご覧ください。

支出のみの補正予算ではありますが、1款簡易水道事業費用、1項3目総係費19万4,000円の増額につきましては、人件費の増額補正によるものであります。

次に、議案第83号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の37ページ、補正予算実施計画書の54ページをご覧ください。

補正前の収益的支出の既決予定額3,653万5,000円に対し、今回8万9,000円を増額し、補正後の補正予算総額を3,662万4,000円とするものであります。

補正予算明細書55ページをご覧ください。

支出のみの補正予算ではありますが、1款集落排水事業費用、1項2目処理場費8万9,000円を増額につきましては、電気設備変圧器PCB塗膜分析手数料を計上するものであります。

以上、議案第76号から議案第83号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、各議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田武久君） 日程第20、議案第84号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第84号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案書の38ページをご覧ください。

本案は、さきに契約額4,895万で契約を締結しておりましたが、村道巡ヶ作線壇の岡橋修繕工事につきまして断面修復工を追加施工することにより144万8,700円の増額変更が必要となり、契約総額が5,039万8,700円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額である5,000万以上の工事となるため、地方自治法第96条第1項第5号及び同条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第84号の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日12日午前9時から常任委員会で議案調査を行います。

13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時43分）

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年第6回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月13日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第72号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第73号 鮫川村防犯カメラの設置及び運用に関する条例

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第75号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 5 議案第76号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）

質疑・討論・採決

日程第 6 議案第77号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）

質疑・討論・採決

日程第 7 議案第78号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第3号）

質疑・討論・採決

日程第 8 議案第79号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第 9 議案第80号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第10 議案第81号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第11 議案第82号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第12 議案第83号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第13 議案第84号 工事請負契約の締結について

質疑・討論・採決

日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第85号 工事請負契約の締結について

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1番	窪 木 浩 一 君	2番	本 郷 弘 義 君
3番	青 戸 義 之 君	5番	森 田 重 男 君
6番	森 隆 之 君	7番	遠 藤 貴 人 君
8番	北 條 利 雄 君	9番	緑 川 茂 君
10番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	矢 吹 かおり 君
住 民 福 祉 課 長	齋 藤 利 己 君	農 林 商 工 課 長	我 妻 正 紀 君
地 域 整 備 課 長	鈴 木 隆 寛 君	教 育 課 長	渡 邊 敬 君
村 づ く り 推 進 室 長	船 木 博 枝 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	古 舘 甚 子	書 記	鈴 木 庄 悟
-------------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子君） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第72号～議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第72号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例から日程第4、議案第75号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 鮫川村防犯カメラの設置及び運用に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号～議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第5、議案第76号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第12、議案第83号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第13、議案第84号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（前田武久君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議します。

（午前10時08分）

○議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時09分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

ただいま村長から議案第85号 工事請負契約の締結についてが提出され、議長において受

理しました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第１、議案第85号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第85号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案書の１ページをご覧ください。

本案は、さきに契約額4,784万5,600円で契約を締結しておりました、ふくしま森林再生事業道少田地区森林整備業務につきまして、今回586万7,400円増額する変更契約により契約総額が5,371万3,000円となり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定する額である予定価格5,000万以上となるため、地方自治法第96条第１項第５号及び同条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、変更契約の理由につきましてご説明申し上げます。

今回の議会定例会で先ほど議決をいただきました議案第76号 令和６年度鮫川村一般会計補正予算（第６号）でもご説明を申し上げましたとおり、県からの補助金の追加配分を受け入れて、今回契約額を増額するものであります。

事業の規模といたしましては、当初の作業道延長を4,844メートルで契約したものを、今回の変更契約で6,320メートルとし、事業の完了を目指すものであります。

以上、工事請負契約の締結についての説明であります。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第6回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時14分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和6年12月13日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 青 戸 義 之

署 名 議 員 森 田 重 男